

2月1日から「竹原市暴力団排除条例」が施行されます

暴力団のいない 安心 のまちへ

問い合わせ まちづくり推進課生活環境係 ☎22-7734

暴力団が市民の生活や事業活動などに脅威を与えている現状があることから、暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展を目的として、「竹原市暴力団排除条例」を制定しました。

「広島県暴力団排除条例」（平成23年4月施行）と「竹原市暴力団排除条例」（平成24年2月施行）では、市民・事業者の役割を明らかにし、暴力団排除のための市の総合的な施策、事務及び事業における措置、市民等と暴力団との関係遮断、事業者が行う事業に暴力団を利用しないことなどを努力義務として規定しています。

広島県暴力団排除条例・竹原市暴力団排除条例の概要

※県条例・市条例の全文とQ&Aを市のホームページに掲載しています。

1 暴力団排除活動の推進に関する基本的施策等（県・市条例）

- 暴力団関係者を公共工事の入札に参加させないなど、県・市の事務事業から排除します。
- 暴力団員等と不適切な関係を持たず、関係の遮断を図り、県、市町が実施する暴力団排除の施策に協力しましょう。
- 暴力団排除活動などで、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対し、警察が必要な保護措置をとります。
- 暴力団からの離脱を促進するため、情報の提供や指導などを行います。

2 青少年の健全な育成を図るための措置（県条例）

- 青少年の教育・育成に携わる人は、青少年が暴力団に加入したり、暴力団員による犯罪被害を受けたりしないよう、指導などを行うよう努めましょう。
- 正当な理由なく、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることを禁止します。（※違反した場合「中止命令」 中止命令に違反した場合「罰則」）
- 学校などの敷地の周囲200mの区域内に、暴力団事務所を開設・運営することを禁止します。（※違反した場合「罰則」）



3 契約時等に講ずべき措置（県・市条例）

- 契約時に相手方が暴力団関係者でないことを確認するよう努めましょう。また、契約時に、相手が暴力団関係者と判明した場合、催告なく契約を解除できる特約を定めるよう努めましょう。
- 不動産の譲渡または貸付けをする場合は、暴力団事務所として使用しないこと、使用が判明した場合は、催告なく契約を解除できる特約を定めるよう努めましょう。また、不動産業者は、上記のことを助言しましょう。
- 暴力団事務所と知って、不動産の譲渡・貸付けや契約の代理・媒介することを禁止します。



4 事業者の暴力団員等に対する利益供与の禁止（県・市条例）

- 暴力団の活動に役立つ金品などの利益を供与することを禁止します。
- 不当な利益を図ったり、第三者に損害を与えたりする目的で、暴力団の威力を利用することを禁止します。
- 暴力団の活動や運営に役立つことを知って契約することを禁止します。
- ※ 利益供与の禁止事項について、県条例では、公安委員会により、「調査・勧告・公表」などの必要な措置をとることがあります。



5 祭礼等からの暴力団の排除（市条例）

- 祭礼・花火大会・興行などの行事運営に暴力団関係者を関与させることを禁止します。

暴力団を恐れない

暴力団に資金を提供しない

暴力団を利用しない

みんなの力で

暴力団に関する相談窓口 竹原警察署暴力相談電話 ☎22-4110



竹原警察署
金口 浩二 署長

暴力団排除を目指して

竹原警察署長インタビュー

—竹原市暴力団排除条例が施行しますが—

すでに施行されている「広島県暴力団排除条例」とあわせて「竹原市暴力団排除条例」が施行されるため、この2つを効果的に活用することで、排除に向けた取組みがより活発になると期待しています。

—竹原市の暴力団の情勢は？—

市内に暴力団員、暴力団事務所が存在し、市民生活に不安と悪影響を与えています。

—今後、具体的にどのような取組みをされますか—

警察は、あらゆる法令を適用して、暴力団対策を徹底します。さらに、警察、行政、市民が一体となって暴力団排除活動を展開して、「社会 対 暴力」の構図を確立していきます。

そして、暴力団が活動できない環境の実現を図り、市民が安心して生活できる竹原市を目指します。

—市民のみなさんにメッセージをお願いします—

条例の制定により、暴力団を排除する基本理念、指針が確立されました。警察は、徹底した取締まりと排除に向けた取組みを強力に推進します。

市民のみなさんは、暴力団から被害に遭いそうになった、被害に遭った場合は、すぐに通報してください。

進む暴力団排除活動

一体となって地域の安心をつくる

11月29日、東京都内で開催された全国暴力追放運動中央大会で、竹原警察署管内暴力追放協議会会長の原田一平さんが、警察庁長官から暴力追放荣誉銀章を受けました。原田さんは、1987年に協議会が発足して以来会長を務め、長年、市内の暴力追放活動に参加し、その中心的役割を担ってこられました。

原田さんは、「地域の安全・安心のためにやってきました。長年にわ



原田 一平さん

たる活動の積み重ねが認められたのだと思います。」とコメント。

市では、年に1回、暴力団追放市民総決起集会を開催し、アクションや街頭パレードを行うほか、2か月に1回、自動車パレードを行い、地域のみなさんと共に、暴力団排除に向けた啓発活動を進めています。昨年10月に行った総決起集会には、例年の人数を超える約450人が参加しました。

市民のみなさんによる活動が地域の安心につながっています。

